

昭和四十一年厚生省令第二十二号

戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法 施行規則

戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法（昭和四十一年法律第九号）第十三条の規定に基づき、戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法施行規則を次のように定める。

（特別給付金の請求手続）

- 1 請求者が戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法の一部を改正する法律（平成二十三年法律第二十五号）による改正前の法第三十三条第一項の特別給付金又は平成二十八年法律第二十八号第一條の規定による改正前の法第三十二条第一項の特別給付金を受ける権利を取得した者であること、前号の特別給付金に係る戦傷病者等の死亡の日を明らかにすることができる書類
- 2 請求者が平成二十八年法律第二十八号附則第七條第二項各号のいずれにも該当しない者であることを認めることができる戸籍の謄本又は抄本その他の書類
- 3 請求者が法第五條第一項の規定により死亡した者の相続人として特別給付金を請求する場合は、第一項の請求書に、第二項並びに第三項及び第四項の各号に掲げる書類並びに請求者が死亡した者の相続人であることを認めることができる戸籍の謄本又は抄本その他の書類を添えなければならない。この場合において、第二項、第三項第一号及び第二号並びに前項第一号及び第三号中「請求者」とあるのは、「被相続人」と読み替えるものとする。

たことを認めることができる戸籍の謄本又は抄本その他の書類

附則（昭和四十二年七月二四日厚生省令第二十三号）

この省令は、公布の日から施行する。

附則（昭和四三年五月一日厚生省令第一三三号）

この省令は、公布の日から施行する。

附則（昭和四七年五月一五日厚生省令第二三三号）

この省令は、公布の日から施行する。

- 1 この省令は、公布の日から施行する。
- 2 この省令の施行の際現にこの省令による改正前の戦傷病者戦没者遺族等援護法施行規則、引揚者給付金等支給法施行規則、戦没者等の妻に対する特別給付金支給法施行規則、戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法施行規則、戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法施行規則又は戦没者の父母等に対する特別給付金支給法施行規則（以下「遺族援護法施行規則等」という。）の規定に基づいて那覇日本政府南方連絡事務所長に対してされている手続は、この省令による改正後の遺族援護法施行規則等の相当規定に基づいて、日本政府沖縄事務所長に対してされた手続とみなす。

この省令は、公布の日から施行する。

附則（昭和四五年五月一日厚生省令第一八号）

この省令は、公布の日から施行する。

附則（昭和四七年五月一五日厚生省令第二三三号）

この省令は、公布の日から施行する。

附則（昭和四七年五月一五日厚生省令第二三三号）

この省令は、公布の日から施行する。

- 1 この省令は、公布の日から施行する。
- 2 この省令の施行の際現にこの省令による改正前の戦傷病者戦没者遺族等援護法施行規則、未帰還者留守家族等援護法施行規則、引揚者給付金等支給法施行規則、戦没者等に関する特別措置法施行規則、戦没者等の妻に対する特別給付金支給法施行規則、戦傷病者特別援護法施行規則、戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法施行規則（以下「遺族援護法施行規則等」という。）の規定に基づいて日本政府沖縄事務所長に対してされている手続は、この省令による改正後の遺族援護法施行規則等の相当規定に基づいて、沖縄事務所長に対してされた手続とみなす。

戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法施行規則、戦没者の父母等に対する特別給付金支給法施行規則又は戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律附則第八條第二項の規定による届出に関する省令（以下「遺族援護法施行規則等」という。）の規定に基づいて琉球政府の当局又は沖縄事務所長に対してされている手続は、この省令による改正後の遺族援護法施行規則等の相当規定に基づいて、沖縄事務所長に対してされた手続とみなす。

附則（昭和五一年六月一四日厚生省令第二三三号）

この省令は、公布の日から施行する。

附則（昭和五一年六月一四日厚生省令第二三三号）

この省令は、公布の日から施行する。

附則（昭和五一年六月一四日厚生省令第二三三号）

この省令は、公布の日から施行する。

- 1 この省令は、公布の日から施行する。
- 2 この省令の施行の際現にこの省令による改正前の戦傷病者戦没者遺族等援護法施行規則、引揚者給付金等支給法施行規則、戦没者等に関する特別措置法施行規則、戦没者等の妻に対する特別給付金支給法施行規則、戦傷病者特別援護法施行規則、戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法施行規則（以下「遺族援護法施行規則等」という。）の規定に基づいて日本政府沖縄事務所長に対してされている手続は、この省令による改正後の遺族援護法施行規則等の相当規定に基づいて、沖縄事務所長に対してされた手続とみなす。

二 前号の相手方が昭和六年九月十八日から昭和十二年七月六日までの間に負傷し、又は疾病にかかり、これにより障害の状態になったこと及び昭和四十八年四月一日において、当該障害の程度が恩給法（大正十二年法律第四十八号）別表第一号表ノ二又は第一号表ノ三に該当していたことを認めることができる書類

三 第一号の相手方が昭和四十八年四月一日において戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法第二条に規定する給付（以下「増加恩給等」という。）のうち年金たる給付を受けていたこと又は同日において増加恩給等のうち一時金たる給付を受けたことがあることを認めることができる書類

四 請求者が戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法第三条第一項各号のいずれにも該当しない者であることを認めることができる戸籍の謄本又は抄本その他の書類

**附 則（昭和五十四年五月二三日厚生省令第二五号）**

1 この省令は、昭和五十四年十月一日から施行する。

2 戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律（昭和五十四年法律第二十九号）による改正前の戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法による特別給付金に係る手続については、なお従前の例による。

**附 則（昭和五十七年八月三十一日厚生省令第四〇号）**

この省令は、昭和五十七年十月一日から施行する。

**附 則（昭和五十九年九月二五日厚生省令第五一〇号）**

1 この省令は、昭和五十九年十月一日から施行する。

2 戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律（昭和五十九年法律第七十三号）による改正前の戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法による特別給付金に係る手続については、なお従前の例による。

**附 則（昭和六〇年三月三日厚生省令第一八〇号）**

この省令は、昭和六十年四月一日から施行する。

**附 則（昭和六一年七月一六日厚生省令第四〇号）**

1 この省令は、昭和六十一年十月一日から施行する。

2 戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律（昭和六十一年法律第五十三号）による改正前の戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法による特別給付金に係る手続については、なお従前の例による。

**附 則（昭和六十二年三月二八日厚生省令第二〇号）**

この省令は、昭和六十二年四月一日から施行する。

**附 則（平成元年三月二四日厚生省令第一〇号）抄**

1 この省令は、公布の日から施行する。

2 この省令の施行の際この省令による改正前の様式（以下「旧様式」という。）により使用されている書類は、この省令による改正後の様式によるものとみなす。

3 この省令の施行の際現にある旧様式による用紙及び板については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

4 この省令による改正後の省令の規定にかかわらず、この省令により改正された規定であつて改正後の様式により記載することが適当でないものについては、当分の間、なお従前の例による。

**附 則（平成三年八月一五日厚生省令第四六号）**

1 この省令は、平成三年十月一日から施行する。

2 戦傷病者戦没者遺族等援護法及び戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法の一部を改正する法律（平成三年法律第五十五号）による改正前の戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法による特別給付金に係る手続については、なお従前の例による。

**附 則（平成八年八月二三日厚生省令第五二〇号）**

（施行期日）  
1 この省令は、平成八年十月一日から施行する。

（経過措置）  
2 戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律（平成八年法律第十五号）による改正前の戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法による特別給付金に係る手続については、なお従前の例による。

**附 則（平成二一年一月二一日厚生省令第六号）**  
（施行期日）  
1 この省令は、公布の日から施行する。

（経過措置）  
2 この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

**附 則（平成二一年三月二六日厚生省令第二七号）**

この省令は、公布の日から施行する。

**附 則（平成二二年三月一六日厚生省令第二九号）**

この省令は、平成二二年四月一日から施行する。

**附 則（平成二二年三月二七日厚生省令第三九号）**

（施行期日）  
1 この省令は、平成二二年四月一日から施行する。

（経過措置）  
2 この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

**附 則（平成二二年一〇月二〇日厚生省令第一二七号）抄**

（施行期日）  
1 この省令は、内閣法の一部を改正する法律（平成十一年法律第八十八号）の施行の日（平成十三年一月六日）から施行する。

（経過措置）  
2 この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この省令による改正後の様式によるものとみなす。

3 この省令の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

**附 則（平成一三年七月二二日厚生労働省令第一四二号）**

（施行期日）  
1 この省令は、平成十三年十月一日から施行する。

（経過措置）  
2 戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律（平成十三年法律第十一号）による改正前の戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法による特別給付金に係る手続については、なお従前の例による。

法による特別給付金に係る手続については、なお従前の例による。

**附 則（平成一六年一月二六日厚生労働省令第七七号）抄**

（施行期日）  
1 この省令は、公布の日から施行する。

**附 則（平成一七年四月一日厚生労働省令第七四号）**

（施行期日）  
1 この省令は、平成十七年四月一日から施行する。

（経過措置）  
2 この省令の施行の際現にこの省令による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この省令による改正後の様式によるものとみなす。

3 この省令の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

**附 則（平成一八年九月一五日厚生労働省令第一六一号）**

（施行期日）  
1 この省令は、平成十八年十月一日から施行する。

（経過措置）  
2 戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法及び戦没者等の妻に対する特別給付金支給法の一部を改正する法律（平成十八年法律第九十五号）による改正前の戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法による特別給付金に係る手続については、なお従前の例による。

**附 則（平成一九年九月二五日厚生労働省令第一二二号）抄**

（施行期日）  
第一条 この省令は、平成十九年十月一日から施行する。

（戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法施行規則の一部改正に伴う経過措置）

第十条 この省令の施行の際現に第十五条の規定による改正前の戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法施行規則様式第一号及び様式第一号の二（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、それぞれ同条の規定による改正後の戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法施行規則様式第一号及び様式第一号の二によるものとみなす。

2 この省令の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附則（平成二十三年七月二日厚生労働省令第八八号）

1 この省令は、平成二十三年十月一日から施行する。

（経過措置）

2 戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法の一部を改正する法律（平成二十三年法律第二十五号）による改正前の戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法による特別給付金に係る手続については、なお従前の例による。

附則（平成二十八年二月二五日厚生労働省令第二五号）抄

（施行期日）

1 この省令は、行政不服審査法（平成二十六年法律第六十八号）の施行の日（平成二十八年四月一日）から施行する。

附則（平成二十八年四月一五日厚生労働省令第九三号）抄

（施行期日）

1 この省令は、公布の日から施行する。ただし、第二条及び第三条の規定は、平成二十八年十月一日から施行する。

（経過措置）

2 戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法及び戦没者等の妻に対する特別給付金支給法の一部を改正する法律（平成二十八年法律第二十八号）第一条の規定による改正前の戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法による特別給付金に係る手続については、なお従前の例による。

附則（令和元年五月七日厚生労働省令第一号）抄

（施行期日）

1 この省令は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 旧様式による用紙については、合理的に必要と認められる範囲内で、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附則（令和元年六月二八日厚生労働省令第二〇号）抄

（施行期日）

1 この省令は、不正競争防止法等の一部を改正する法律の施行の日（令和元年七月一日）から施行する。

（様式に関する経過措置）

2 この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この省令による改正後の様式によるものとみなす。

附則（令和二年二月二五日厚生労働省令第二〇八号）抄

1 この省令は、公布の日から施行する。

（施行期日）

2 この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この省令による改正後の様式によるものとみなす。

附則（令和三年三月三一日厚生労働省令第六四号）抄

1 この省令は、令和三年四月一日から施行する。ただし、第二条の規定は、令和三年十月一日から施行する。

（経過措置）

2 戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法及び戦没者等の妻に対する特別給付金支給法の一部を改正する法律（平成二十八年法律第二十八号）第二条の規定による改正前の戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法による特別給付金に係る手続については、なお従前の例による。

附則（令和五年二月二六日厚生労働省令第一六〇号）抄

1 この省令は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 旧様式による用紙については、合理的に必要と認められる範囲内で、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附則（令和六年三月六日厚生労働省令第三七号）抄

1 この省令は、令和六年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 旧様式による用紙については、合理的に必要と認められる範囲内で、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

様式第一号の二

Table with columns for personal information, family details, and application status. Includes fields for name, address, and various checkboxes for eligibility.

記載上の注意
1 顔写真の貼付は、顔写真の貼付する番号を以て行ってください。
2 「1」の欄は、申請の届出をした日（申請書の提出日）を以て「提出日」とし、「提出日」は「提出日」欄に記載してください。
3 「2」の欄は、申請書の提出した日（申請書の提出日）を以て「提出日」とし、「提出日」は「提出日」欄に記載してください。
4 「3」の欄は、申請書の提出した日（申請書の提出日）を以て「提出日」とし、「提出日」は「提出日」欄に記載してください。
5 「4」の欄は、申請書の提出した日（申請書の提出日）を以て「提出日」とし、「提出日」は「提出日」欄に記載してください。
6 「5」の欄は、申請書の提出した日（申請書の提出日）を以て「提出日」とし、「提出日」は「提出日」欄に記載してください。
7 「6」の欄は、申請書の提出した日（申請書の提出日）を以て「提出日」とし、「提出日」は「提出日」欄に記載してください。
8 「7」の欄は、申請書の提出した日（申請書の提出日）を以て「提出日」とし、「提出日」は「提出日」欄に記載してください。
9 「8」の欄は、申請書の提出した日（申請書の提出日）を以て「提出日」とし、「提出日」は「提出日」欄に記載してください。
10 「9」の欄は、申請書の提出した日（申請書の提出日）を以て「提出日」とし、「提出日」は「提出日」欄に記載してください。

様式第二号（第2条関係）

様式第二号（第2条関係）

決定通知書

下記のとおりに確定したので通知します。  
令和 年 月 日

種 別	厚生労働大臣 郵便特約知事
種 類	郵便特約知事の委任に関する特約知事承認法 施行規則
種 類	郵便特約知事の委任に関する特約知事承認法 施行規則
種 別	種別
種 別	種別
種 別	種別
種 別	種別
種 別	種別
種 別	種別
種 別	種別
種 別	種別
種 別	種別
種 別	種別
種 別	種別

① 郵便特約知事(以下、この通達を等号で示す。)

なお、国庫に交付されるまで、郵便本職上長が関心する限りまで通知しない。

② この通達に定められているときは、この通達の通知を受けた日の翌日から起算して30日以内に、厚生労働大臣に対し意見を提出することができる。

③ この通達の取消しの要は、この通達の通知を受けた日の翌日から起算して60日以内に、国庫に交付した日から起算して30日以内に、国庫に交付した郵便特約知事(以下、この通達を等号で示す)を撤回し、郵便本職上長が関心する限りまで通知しない。

④ 郵便特約知事(以下、この通達を等号で示す)は、この通達の通知を受けた日の翌日から起算して30日以内に、国庫に交付した郵便特約知事(以下、この通達を等号で示す)を撤回し、郵便本職上長が関心する限りまで通知しない。

⑤ この通達の通知を受けた日の翌日から起算して30日以内に、国庫に交付した郵便特約知事(以下、この通達を等号で示す)を撤回し、郵便本職上長が関心する限りまで通知しない。

(4月1日)

様式第三号（第2条関係）

様式第三号（第2条関係）

却下通知書

下記のとおりに却下したので通知します。  
令和 年 月 日

種 別	厚生労働大臣 郵便特約知事
種 類	郵便特約知事の委任に関する特約知事承認法 施行規則
種 類	郵便特約知事の委任に関する特約知事承認法 施行規則
種 別	種別
種 別	種別
種 別	種別
種 別	種別
種 別	種別
種 別	種別
種 別	種別
種 別	種別
種 別	種別
種 別	種別
種 別	種別
種 別	種別

① この通達に定められているときは、この通達の通知を受けた日の翌日から起算して30日以内に、厚生労働大臣に対し意見を提出することができる。

② この通達の取消しの要は、この通達の通知を受けた日の翌日から起算して30日以内に、国庫に交付した郵便特約知事(以下、この通達を等号で示す)を撤回し、郵便本職上長が関心する限りまで通知しない。

③ この通達の通知を受けた日の翌日から起算して30日以内に、国庫に交付した郵便特約知事(以下、この通達を等号で示す)を撤回し、郵便本職上長が関心する限りまで通知しない。

④ この通達の通知を受けた日の翌日から起算して30日以内に、国庫に交付した郵便特約知事(以下、この通達を等号で示す)を撤回し、郵便本職上長が関心する限りまで通知しない。

(4月1日)